



# 道路ニュース

THE ROAD NEWS No. 620

令和3年7月号

発行所 全国道路利用者会議  
〒100-0013  
東京都千代田区霞ヶ関3-3-1  
尚友会館6階  
電話 03-3501-5611(代)  
発行人 小林 勉  
定価 20円 (会員の購読料は会費を含む)

8月10日は「道の日」

令和3年7月17日(土) 開通予定

## 東九州自動車道 志布志IC～鹿屋串良JCT

国土交通省が整備を進めてきた、東九州自動車道(志布志IC～鹿屋串良JCT)が令和3年7月17日(土)に開通する。

【開通区間】  
東九州自動車道(志布志IC～鹿屋串良JCT) / 延

【開通区間】  
東九州自動車道の整備により、鹿屋市、大崎町、志布志市では、東九州自動車道や

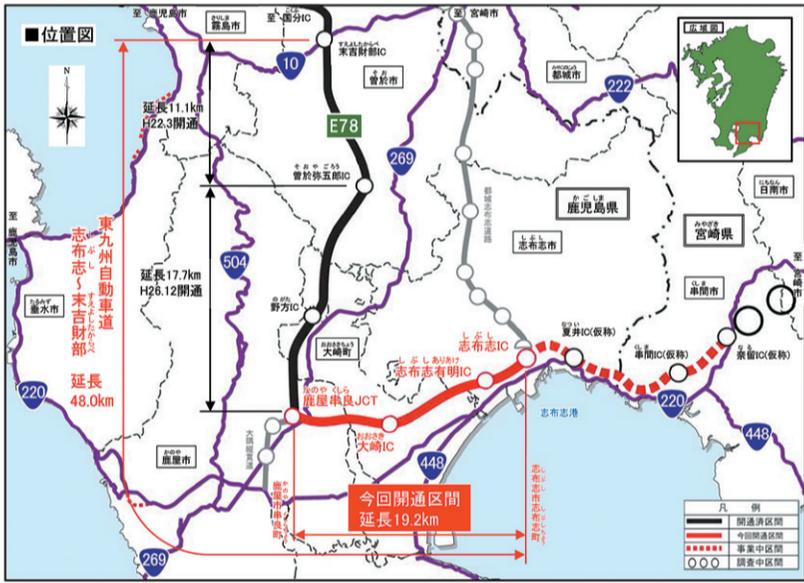
【開通区間】  
東九州自動車道の整備により、鹿屋市からの移動時間

【開通区間】  
東九州自動車道の整備により、鹿屋市からの移動時間

【開通区間】  
東九州自動車道の整備により、鹿屋市からの移動時間

【開通区間】  
東九州自動車道の整備により、鹿屋市からの移動時間

【開通による整備効果】  
◇地域産業の活性化への取り組みを支援  
重要港湾である志布志港の後背圏は日本有数の畜産地帯であり、輸入された配合飼料が九州各地へ搬出されている。東九州自動車道(志布志IC～鹿屋串良JCT)の開通により、志布志ICから志布志港までの距離が約19.2km短縮され、輸送コストの削減が期待される。



路線名	追加区間	延長
一般国道139号	静岡県富士市中丸字木ノ市28番3～富士市藤原字用水堀東725番1	0.9km
一般国道218号	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字西ノ谷10552番～西臼杵郡高千穂町大字三田井字塩市1775番1(五ヶ瀬高千穂道路)	9.2km
	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字高野13022番1～西臼杵郡日之影町大字七折字平野12281番1(高千穂日之影道路)	2.3km
一般国道497号	福岡県糸島市東字スズ町339番～糸島市二丈深江字野間ノ下1492番1	3.6km
	3路線 (4区間)	16.0km

政府は、一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国が管理する国道の区間(指定区間)を指定する政令(「指定区間を指定する政令」)を7月6日に閣議決定した。

【1. 背景】  
政府は、一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を指定する政令(昭和33年政令第164号)を改正し、一般国道の指定区間を新たに指定する必要がある。

【2. 改正の概要】  
一般国道139号、218号及び497号の3路線の一部区間を指定区間に指定する。

【3. スケジュール】  
公布日：令和3年7月9日  
施行日：令和3年7月20日(火)

## 国土交通省の「改正法」が安全確保を

政府は、第201回通常国会で成立した道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により、道路法(昭和27年法律第180号)に創設された限度超過車両の新たな通行制度について、新制度の施行期日を令和4年4月1日とする政令と、運用に係る手数料を定める政令を7月6日に閣議決定した。

【1. 背景】  
改正法により、寸法、重量等に一定の限度を超える車両(限度超過車両)を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両について、従来

【2. 改正の概要】  
(1) 道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令  
改正法による新制度の施行期日を令和4年4月1日とする。  
(2) 車両制限令の一部を改正する政令  
①限度超過車両の登録又は登録の更新に係る手数料(第19条関係)  
申請1件につき、5,000円とする。  
②登録車両の通行に関する確認の手数料(第20条関係)  
確認の求め1件につき、600円とする。ただし、一都道府県の区域内において確認の求めを行う場合

【3. スケジュール】  
公布日：令和3年7月9日  
施行日：令和4年4月1日(金)

## 都道府県による市町村管理道路の災害復旧等の代行制度施行

今通常国会で成立した踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(令和3年法律第9号)以下「改正法」という。以下「改正法」という。以下「改正法」という。

【1. 背景】  
近年の自然災害の激化に伴って、市町村が管理する道路(指定区間外)の災害復旧等の代行制度(都道府県災害代行制度)が創設された。

【2. 改正の概要】  
①踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令  
都道府県災害代行制度関係の規定の施行期日を令和3年6月20日とする。  
②道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令  
道路法施行令(昭和27年政令第479号)等の一部を改正し、都道府県災害代行制度について、以下のとおり規定する。

【3. スケジュール】  
公布日：令和3年6月18日(金)  
施行日：令和3年6月20日(日)

今通常国会で成立した踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(令和3年法律第9号)以下「改正法」という。以下「改正法」という。以下「改正法」という。

【2. 改正の概要】  
①踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令  
都道府県災害代行制度関係の規定の施行期日を令和3年6月20日とする。

【3. スケジュール】  
公布日：令和3年6月18日(金)  
施行日：令和3年6月20日(日)

令和3年度「道路ふれあい月間」推進標語

『道は守る日本の美』

“道路総合システムサービス”企業

NICHIREKI

二チレキ株式会社

東京都千代田区九段北4-3-29 TEL.03(3265)1511代表